

福島県産米の全袋検査が只見町でも行われます



▲コンバインによる刈り取り作業

●米の全袋検査の実施

福島県内全域で、県の指導のもと、県内で生産されたすべての米を漏れなく放射性物質検査し、安全安心をPRする事業が始まりました。

只見町は空間線量も低く、土壌や水の放射性セシウム量も低いのですが、肝心の米の検査をしなければ「只見の米は安全」と、きちんと証明することができません。そのため只見町でも検査機械を導入し、検査を行うことになりました。

検査は今月下旬以降から開始となります。今までに経験したことのない大規模な事業であり、短期間で集中的に検査をこなさなければならぬ内容になっております。この作業により米の集荷に若干の遅れが出るなど、農家の皆様には少なからずご迷惑をおかけすることになるかもしれません。風評被害を払拭するためには、福島県内全ての米を検査し、全国の消費者に安全・安心を数値で示していく必要があります。

本事業の趣旨をご理解いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

●検査の対象となる米

米袋に入って30キロになった

ものについては、全て放射性物質検査の対象となります。

具体的には、JAや米屋商店に納入している米に限らず、個人販売をされている米、自宅で食べるための米、親戚などに配るための米、クズ米、飼料用米、酒米など、販売用の米か自家保有米かを問わず、検査対象となります。(ただし「モミ」は検査対象外です)

●検査の実施場所

只見町の検査場は、福井にある朝日建設(株)のブスシタケ栽培工場をお借りして、検査を行うこととなります。

●検査に使用する機械

富士電機(株)製のベルトコンベア式検査機械を使用します。検査速度は1分間に4〜6袋です。

●検査にかかる費用

放射性セシウム検査(受付から検査結果シール貼付まで)自体は無料です。

JAに出荷または等級検査に出している方や米屋商店に納品を依頼された方は、その分の運賃がかかります。

●米袋の運搬について

JAや米屋商店に納入する分の米については、例年どおり集荷委託または倉庫へ自己搬入となります。

個人販売されている米については、検査予約をしていただき、自己搬入されるか集荷業者を手配しますので、そちらをご利用いただくこととなります。なお、集荷の状況によっては、申し訳ありませんが若干お待ちいただく場合もあります。

また、自家保有米の中で、急ぎのものについては検査予約をいただいたうえで、自己搬入により検査ができますが、検査全体の調整が必要なため、各農家一戸あたりの袋数の上限を決めさせていただきます。なお、急ぎでないものは集荷業者を手配いたしますが、おおむね11月以降になりますので、ご了承ください。

なお、集荷につきましては、集荷の日に米を玄関など集荷作業のしやすい場所へ出しておかれるなどのご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

産業振興課農林班

0241-82-5230

全袋検査の流れ

全袋検査は次のようにして行われます。

各農家で通常通り袋詰めをお願いいたします。

※検査場では注意して取り扱いますが、破袋防止のため、できるだけ新しい厚手の袋を使用してください。

郵送により配布される「生産者識別バーコードシール」を、米袋の中央に、**横向き**に貼り付けていただきます。※貼る際は向きにご注意ください。

検査場へ米袋を運び、受付します。

検査機械に通し、米袋の中に含まれる放射性セシウムの量を測定します。

50ベクレル以下

検査合格

JA
米屋商店
納入米

倉庫へ搬送

個人販売米
自家保有米

生産者へお返し

50ベクレルを超えた

検査場で再検査

50ベクレルを
超え続ける米

県の精密検査

県の検査が終わるまでお預かりさせていただくこととなります。

50
ベクレル
以下



○全袋検査の詳しい内容については、産業振興課農林班にお問い合わせください。